

# OB年金減額しやすく

## 受給者同意、半数軸に

### 厚労省検討

厚生労働省は退職した元会社員(OB)が受け取っている企業年金の減額を認める基準の緩和を検討する。現在は受給者の「3分の2以上」の同意が必要だが、これを「半数以上」に下げることが軸。中小企業に多い厚生年金基金の解散基準も緩める方向だ。企業年金の財務が悪化した場合に受給者にも痛みを求め、しわ寄せが現役社員に集中するのを防ぐ。(解説3面に)

い」と述べた。有識者会議は来週開き、6月までに結論を出す。厚労省が想定するのは、ある確定給付企業年金に

も同じ基準を適用する見込みだ。厚生年金も確定給付企業年金も将来の年金額を加入者に約束する企業年金制度。厚労省はすでに受給しているOBへの給付減額には厳しいルールを設けてきた。企業はOBへの給付減額は3分の2以上の同意を得たうえで、厚労省から認可を得る必要がある。減額が認められるのは、企業の経営が著しく悪化した場合や現役社員員の掛け金(保険料)が著しく上がってしまう場合に限られ、それも厚労省の判断に左右される。OBへの給付減額が難しいため、企業は自社の年金の財務が悪化する、現役社員の将来の年金水準だけ下げると、現役社員が負担する掛け金を増やすことで、しのぎを削ってきた。賃金が伸び悩むなか、掛け金の引き上げは限界との声が企業側から出ている。民主党の一部にもOB減額は必要だ額を申請したが却下された。不服としてNTTは、NTTの経営は悪化してないとし、減額は認められなかった。厚労省内には減額基準の緩和には慎重な意見も多い。有識者会議には受

## 基金解散要件も緩和

厚労省は6日、A1J本部を開いた。終了後の記者会見で辻泰弘副大臣は「企業年金の財政問題は有識者会議で議論した問題などを話し合う対策

への対応として、減額基準や解散基準の緩和などを有識者会議で議論した

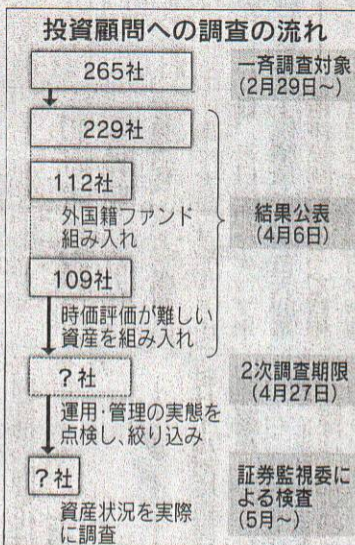
有識者会議での主な検討事項	
財政運営	<b>OBの給付減額</b> 受給者の3分の2以上の同意を必要とする要件を緩和
	<b>解散基準の緩和</b> 事業主と加入者の4分の3以上の同意を必要とする要件を緩和
	<b>予定利率の引き下げ</b> 給付に備え想定する運用利回り(予定利率)を引き下げる場合に必要となる掛け金の引き上げを猶予
資産運用	<b>分散投資義務</b> ひとつの運用機関への集中投資の禁止
	<b>運用体制の評価</b> 企業年金の役員員の資質の向上、外部専門家の活用
	<b>情報開示の徹底</b> 事業主や加入員に対して、運用結果に加えてリスクやプロセスも開示

## 投資顧問の半数近く

### 評価難しい資産で運用

企業年金などと投資一任の特別検査の対象先を絞り込む。第2の年金消滅問題のうち外国籍のファンドや時価評価の難しい資産で運用するところが全体の半数近くに上ることが6日、金融庁の調査で明らかになった。同行は調査結果を、J投資顧問による年金消滅問題を受けて投資顧問26

### A1J問題受け金融庁調査



動産、投資ファンドへの出る業者が112社(48.9%)、時価評価が難しい資産などは日々の市場で値が、時価評価が難しい資産に運用している業者が1社(0.9%)、0.9社(47.6%)に上る。調査では外国籍ファンド組み入れが109社(47.6%)に上る。調査では外国籍ファンド組み入れが109社(47.6%)に上る。調査では外国籍ファンド組み入れが109社(47.6%)に上る。

IJと類似している面はあるが、法令違反ではない。金融庁はこうした先の運用実態をさらに詳しく調べる方針だ。金融庁は2次調査の対象とする投資顧問会社には27日までに書面で報告を求め、対象数は明らかにしていない。そのうえで「第2のA1J」となる恐れのある投資顧問会社については、証券監視委による特別検査によって具体的な資産状況などを調べる。